

第 27 回（平成 30 年度 第 2 回）磐田市都市計画審議会 概要

- ・ 第 1 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく特殊建築物の敷地の位置

西島地区にある民間事業者の既存施設で一般廃棄物処理を行うため、その敷地の位置について審議した結果、本案のとおり承認する。